

富田せいじ議員に対する議員辞職勧告決議

市民の直接選挙によって選出された議員により構成する本市議会は、その職責と任務の重大さを自覚し、市民の負託にこたえるべく、崇高な倫理観のもと、法令の遵守はもとより、市民に規範を示すべき立場から議員活動に努めているところである。

このように、みずからの行動を厳しく律することが求められる議員の立場にありながら、富田せいじ議員においては、平成19年度から22年度の固定資産税4年分について滞納した事実が発覚した。

かかる行為は、市民の信頼を著しく損ねるとともに、本市議会の権威を失墜させ、品位を傷つけたものであり、断じて容認することはできない。

よって、富田せいじ議員は、社会的かつ道義的な責任の重さを真剣に受け止め、市議会議員を辞職するよう勧告する。

平成24年3月22日

大 垣 市 議 会